

# 予定取引に係る キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の論理

——繰延ヘッジ損益の位置付けを巡って——

田 口 聡 志

- I はじめに
- II 繰延ヘッジ損益に係る論点整理
- III 振替仕訳の理論的根拠について
- IV 繰延ヘッジ損益の位置付けについて
- V おわりに

## I はじめに

近年、貸借対照表（ないし試算表）の貸方側が揺らいでいる。

特に、2004年にわが国の会計基準設定主体である財務会計基準委員会（ASBJ）により掲げられ、また2006年に一部改訂された『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』（以下便宜的に、ASBJ [2004] [2006 b] と略す）においては、貸借対照表の貸方側を、負債と純資産とに大きく2分したうえで、純資産の中に資本とその他の要素とを含ませるという、わが国が伝統的に採ってきたアプローチとは異なる体系が提唱されている。すなわち、わが国の伝統的な会計学においては、貸方側は、大きく負債と資本とに2分されてきたが、これに対し、ASBJ [2004] [2006 b] では、資本概念を純資産の下位概念として位置付けた上で、負債と純資産という区分を前面に押し出しているのである。

そこで本稿では、ASBJ [2004] [2006 b] が想定する計算体系の貸方側について、特に「繰延ヘッジ損益」を題材として、<sup>1</sup>批判的に検討していくことにする。

## II 繰延ヘッジ損益に係る論点整理

IIでは、まずヘッジ会計の定義ないしその全体像を確認したうえで、繰延ヘッジ損益の現行会計ルール上の取り扱いを確認する。

1 繰延ヘッジ損益以外の論点については、例えば田口 [2007 a] [2007 b] を参照。

## II-1 ヘッジ会計の全体像

ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件<sup>2</sup>を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう (ASBJ [2006 a] 第29項)。

ヘッジ会計は、①どのようなリスク (何の変動) をヘッジするのか、②どのようにヘッジするのか、という2つの観点からその全体を整理することができる。これを纏めたものが第1表である。

第1表 ヘッジ会計の全体像

①どのようなリスク (何の変動) をヘッジするのか
◆ 公正価値の変動リスク・・・公正価値ヘッジ
◆ キャッシュ・フローの変動リスク・・・キャッシュ・フロー・ヘッジ
②どのようにヘッジするのか
◆ ヘッジ対象を時価評価する・・・時価ヘッジ会計
◆ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ヘッジ手段の損益を繰り延べる・・・繰延ヘッジ会計</span>

第1表に示されるとおり、ヘッジ会計は、まず一方、①の観点からは、公正価値の変動リスクをヘッジする公正価値ヘッジと、キャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジとの2つに分類することができる。また他方、②の観点からは、ヘッジ対象を時価評価する時価ヘッジ会計と、ヘッジ手段の損益を繰り延べる繰延ヘッジ会計との2つに分類することができる。そして本稿でいう繰延ヘッジ損益は、繰延ヘッジ会計により生じるものであり、また、後述するように、特に予定取引<sup>3</sup>にかかるキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて重要な問題を内包している。よって本稿で

2 具体的には以下の要件が全て充たされた場合である (ASBJ [2006 a] 第31項)。

(1) 取引開始時点の要件 (事前テスト)

①ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること、または、②企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定および内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待できること。

(2) 取引以降の要件 (事後テスト)

ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態またはヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること。

3 予定取引とは、①未履行の確定契約に係る取引、および、②契約は成立していないが、取引予定時期・物件・量・価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

なお、予定取引をヘッジ対象とするヘッジ会計には賛成論と反対論がある。すなわち、まず予定取引をヘッジ対象とするヘッジ会計を適切とする見解は、ヘッジ活動の経済的実態の反映をその根拠とする。すなわち、企業は、予定取引についてもヘッジ活動を行うことがあるため、これを会計上も反映させるべきとするのがこの見解である。

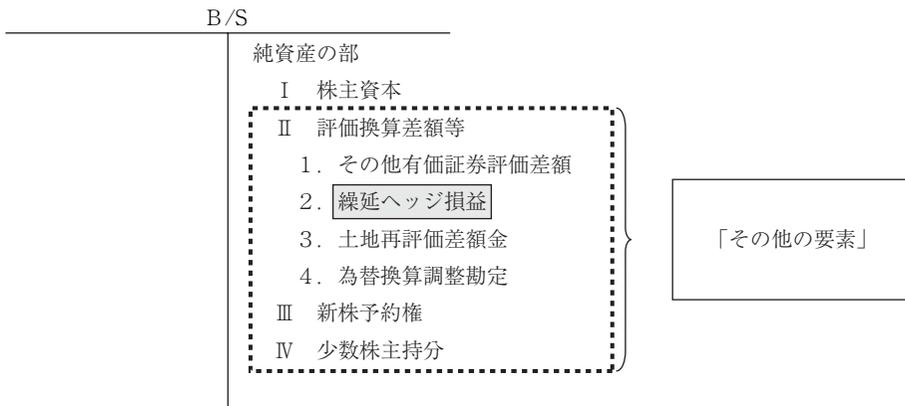
他方、不適切とする見解は、経営者の恣意性をその根拠とする。すなわち、特に②の予定取引は不確定要素が多いため、これをヘッジ対象とする場合、その判断に経営者の恣意性が介入するおそれがあり望ましくないとするのがこの見解である。

は、以下、予定取引に係るキャッシュ・フロー変動リスクをデリバティブ<sup>4</sup>でヘッジする場合に限定して議論を進めていく。

## II-2 繰延ヘッジ損益の取り扱い

予定取引のヘッジを行う場合などに計上される繰延ヘッジ損益は、現行会計ルールのもとでは、純資産の部の1構成要素たる「その他の要素」<sup>5</sup>に分類される（ASBJ [2005 b] 第3項，ASBJ [2006 a] 第32, 105項）。それを図示したものが、第2表である。

第2表 現行会計ルールにおける繰延ヘッジ損益の位置付け



## II-3 具体的論点

では次に、設例を通じて、具体的に論点を整理していこう。II-3-1では、設例（第3表）と仕訳（第4表・第5表）を示す。II-3-2では、ヘッジ会計に係る2つの会計処理方法についての説明を行う。II-3-3では、それらの仕訳をもとに具体的な論点をピックアップすることにし、最後にそれを承けるかたちで、II-4で小括を行うこととする。

### II-3-1 設例と仕訳

ここでは、予定取引に係るキャッシュ・フロー変動リスクをデリバティブ（先物契約）によりヘッジする場合（で、かつ、最後までヘッジの有効性が高いと判定される状況）を想定し（（第3表）の設例1），それに対する具体的な仕訳（第4表・第5表）を示すことにしたい。なお、ヘッジ手段となる先物契約の会計処理方法としては、理論的

4 なお、ヘッジ会計は、必ずしもデリバティブ固有の議論ではないという点にはくれぐれも留意されたい（田口 [2005 c] 第2章）。この点については後述する。

5 このように繰延ヘッジ損益は、その他の要素に算入されるため、通常は税効果会計の適用を受けることとなる。つまり、その計上に当たっては繰延税金資産や繰延税金負債を考慮に入れる必要がある（特に繰延税金資産が計上される場合は、その回収可能性にも留意する必要がある）。但し、本稿では、説明の便宜上、税効果会計の適用はないものと仮定した上で、以下議論する。

第3表 設例1 予定取引に係るキャッシュ・フロー変動リスクをデリバティブ(先物契約)によりヘッジする場合(1) ヘッジの有効性が最後まで保たれる状況

①×1/4/1 (×1年度期首)	×3年度末に購入予定の棚卸資産(確定約定とする)のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で、デリバティブ契約(買建先物契約)を締結。 想定元本:1,000, 契約期間:×1年4/1から×4年3/31まで。 ※なお、設例の便宜上、以下の仮定を置く。①証拠金は0, ②特に記述がない限り、ヘッジの有効性は高い(ヘッジ対象とヘッジ手段が完全に連動している)⇒最後までヘッジ会計の要件をみたすものと仮定, ③税効果会計の適用もないものと仮定
②×2/3/31 (×1年度末)	ヘッジ対象:この時の棚卸資産の購入価格=1,100 ヘッジ手段:先物価格=1,100に上昇
③×3/3/31 (×2年度末)	ヘッジ対象:この時の棚卸資産の購入価格=1,200 ヘッジ手段:先物価格=1,200に上昇
④×4/3/31 (×3年度末)	ヘッジ対象:棚卸資産を現金で購入した。なお、この時の棚卸資産価格は1,300であった。 ヘッジ手段:先物価格=1,300となった。上記棚卸資産購入と同時に、デリバティブを現金で決済した。
⑤×5/3/31 (×4年度末)	棚卸資産を2,000で販売し、現金を受け取った。

第4表 ベーシス・アジャストメントによる仕訳(原則)

	ヘッジ対象				ヘッジ手段			
	借方	金額	貸方	金額	借方	金額	貸方	金額
①約定	仕訳なし				仕訳なし			
②1期末	仕訳なし				先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
③2期末	仕訳なし				先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
④3期末	棚卸資産	1,300	現金	1,300	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
					現金	300	先物資産	300
	簿価修正仕訳: [(借方) 繰延ヘッジ損益 300 (貸方) 棚卸資産 300]							
⑤	現金	2,000	売上高	2,000	仕訳なし			
	売上原価	1,000	棚卸資産	1,000				

第5表 ノー・ベーシス・アジャストメントによる仕訳

	ヘッジ対象				ヘッジ手段			
	借方	金額	貸方	金額	借方	金額	貸方	金額
①約定	仕訳なし				仕訳なし			
②1期末	仕訳なし				先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
③2期末	仕訳なし				先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
④3期末	棚卸資産	1,300	現金	1,300	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
					現金	300	先物資産	300
⑤4期末	現金	2,000	売上高	2,000	繰延ヘッジ損益	300	先物損益	300
	売上原価	1,300	棚卸資産	1,300				

には様々な方法が考えられるが（この点は例えば、田口 [2005 c] を参照）、本稿では、デリバティブそのものというよりむしろ、ヘッジそのもののほうにその主眼があることから、便宜的に現行制度が採用する値洗基準・純額法により会計処理を行うこととする。すなわち、確かに現実のデリバティブはヘッジ目的で利用されることが多いといえ、ヘッジ手段の会計処理方法としてもいくつかのタイプを想定し、ヘッジ対象の会計処理との関係性の中で類型化を図る作業が必要かもしれないが、しかしながら、ヘッジ会計の問題は、(1) もし確定約定や予定取引をヘッジ対象とする場合は、ヘッジ対象との関係でヘッジ手段を考える必要があり、この点、むしろ（確定約定や予定取引といった）ヘッジ対象の方を会計上どのように捉えるかといった点がむしろ大きな問題となるし、また、(2) ヘッジ手段の側も、必ずしもデリバティブに限定されるものではない（確かに現実にはヘッジ手段としてデリバティブが用いられることが多いが、しかしながら、ヘッジ手段はそれだけに限定されるものではなく様々なものが用いられているし、また用いられうる）。よって、本稿では（勿論、作業仮說的にということであるが）、ヘッジ手段の会計処理方法としては、ごくシンプルに現行ルールに沿った値洗基準・純額法のみを用いることにし、必要に応じて他の会計処理方法にも言及するという<sup>6,7</sup>ことにする。

### II-3-2 ヘッジ活動の会計処理方法への反映 ——2つの考え方——

予定取引にかかるキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ活動を会計処理方法へどのように反映させるかが大きなポイントとなる。そしてこの点については、次のような2つの考え方がある。

まず第1は、ベース・アジャストメント（basis adjustment. 簿価修正）と呼ばれる考え方である。これは、ヘッジ対象の簿価そのものを1,300から1,000へと修正することで、ヘッジ活動を会計上表現しようとするものである。これは、第4表の仕訳で表現されるが、特に④の簿価修正仕訳が、ここでのポイントとなる。

また第2は、ノー・ベース・アジャストメントと呼ばれる考え方である。これは、ヘッジ対象の簿価を修正せずに、ヘッジ手段の公正価値評価差額を繰延べ、ヘッジ対象の損益とマッチングさせることで、ヘッジ活動を表現しようとするものである。これは、これは、第5表の仕訳で表現されるが、特に⑤のヘッジ手段における繰延ヘッジ損益を先物損益へ振替える仕訳が、ここでのポイントとなる。

6 ヘッジ会計とデリバティブ会計の関係については、田口 [2005 c] 第2章なども参照のこと。

7 なお、本稿と筆者の先行研究との関係付けをしておくとするならば（そしてもしデリバティブ会計という視点で関係付けるならば）、まず一方、本稿の研究対象が、主にヘッジ目的のデリバティブに限定されているのに対し、他方、田口 [2005 c] のそれは、投機目的のデリバティブに限定されていると言える。勿論、次のステップの検討課題として、両者が一体どのような関係にあるのかについて探求していく必要があるが、これについては別稿を期したい。

なお、どちらが原則的な会計処理方法という点については、例えば現行ルールのもとでは、予定取引の種類により、その対応が異なっている（日本公認会計士協会〔2004〕）。すなわち、まず第1に、予定取引により損益が直ちに発生する場合には、ノー・ベース・アジャストメントが原則とされている。また第2に、予定取引が資産取得である場合には、ベース・アジャストメントが原則<sup>8</sup>とされている。本稿の設例は後者のケースであるため、以下、後者に限定して議論を進めていくことにする。なお、日本公認会計士協会〔2004〕は、後者の場合に、ベース・アジャストメントを原則的な会計処理方法とする理由について、以下のように述べている。

「この場合には、予定取引に係る損益は直ちに発生させず、購入した資産が売上原価、減価償却費などの形で費用化されることとなる。したがって、繰延ヘッジ損益の損益認識もこれに対応させる必要がある。……（中略）……次の理由により、購入資産の取得原価に加減することが合理的である。

・資産の取得に伴う損益と解釈でき、取得価額の一部としての性格を認め得ること  
・別科目とするよりも、資産の取得価額に加減した方が、購入資産の費用化との期間対応を容易に達成でき、会計処理も簡便であると考えられること」（日本公認会計士協会〔2004〕第338項。但し、下線は田口。）

なお、両者のもとでのキャッシュ・フローと損益の推移を図示すると、第6表・第7表・第8表・第9表のようになる。図表からも分かるとおり、キャッシュ・フローの推移については、両者は違いがないが（だからこそ、両者ともキャッシュ・フロー・ヘッジ）、損益の推移が異なっている点には、くれぐれも留意されたい。

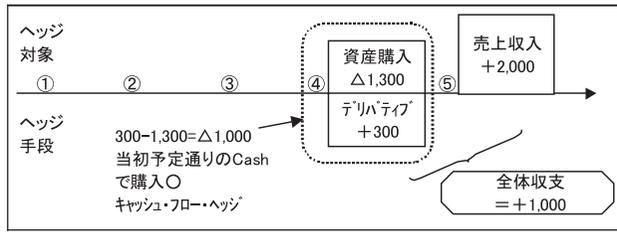
### II-3-3 繰延ヘッジ損益の振替仕訳と繰延ヘッジ損益の性質を巡って

ここでは繰延ヘッジ損益の仕訳を鍵として、その性質や会計処理方法の根拠について問題提起を行う。

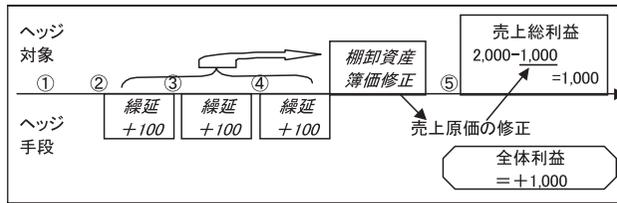
まず、第4表・第5表のうち、繰延ヘッジ損益の振替仕訳に注目してみることにする。繰延ヘッジ損益の振替仕訳（以下、本稿では、繰延ヘッジ損益が何か他の項目に振り替えられる仕訳のことを、便宜的に振替仕訳と呼ぶことにする）は第4表・第5表に示されるとおり2つある。まず第1は、ベース・アジャストメントにおける④の仕訳（第4表）である。ここでは、繰延ヘッジ損益をヘッジ対象たる棚卸資産から控除する仕訳（いわゆる簿価修正仕訳）がなされることとなるが、この簿価修正仕訳をしてよい理論的根拠（この仕訳を支える理論的考え方）は、一体何処にあるのだろうか。また何

8 国際会計基準は同様の立場である。これに対して米国基準は、この場合もノー・ベース・アジャストメントが原則となる。

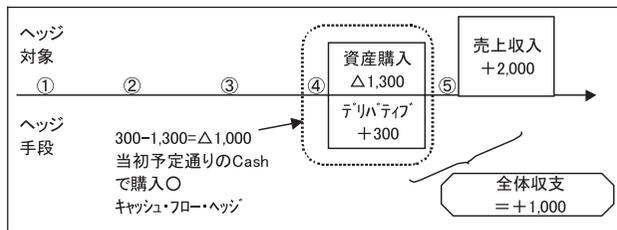
第6表 ベーシス・アジャストメントのもとでのキャッシュ・フローの推移



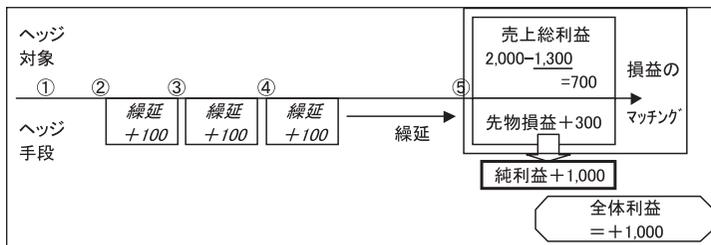
第7表 ベーシス・アジャストメントのもとでの損益の推移



第8表 ノー・ベーシス・アジャストメントのもとでのキャッシュ・フローの推移



第9表 ノー・ベーシス・アジャストメントのもとでの損益の推移



故、このタイミングでこの簿価修正仕訳を行ってよいのだろうか。また第2は、ノー・ベーシス・アジャストメントにおける⑤の仕訳 (第5表) である。ここでは、繰延ヘッジ損益から純利益 (先物損益) への振替がなされているが、このような振替仕訳をしてよい理論的根拠は一体どこにあるのであろうか。また一体何故、このタイミングでこの仕訳をしてもよいのであろうか。また、例えば、ASBJ [2004] [2006 b] では、「その他の要素」から純利益への振替については、投資のリスクからの解放という概念で説明しているが、ここでも同じ概念がその背後にあるのであろうか。

このような疑問点を敷衍させていくと、結局は繰延ヘッジ損益そのものの性質をどのように捉えるか、という点が重要となるように思われる。つまり、そもそも繰延ヘッジ損益が、繰延ヘッジ損益として計上される根拠は一体何なのだろうか。また上述のように、あるタイミングを境にして、それが繰延ヘッジ損益でなくなるのは、一体何故なのだろうか。

この点について、例えば、ASBJ [2004] [2006 b] では、繰延ヘッジ損益は、純資産の部のその他の要素（の評価・換算差額等）に計上されることとなるが、果たしてこの論拠は一体何なのだろうか。また、純資産の部のその他の要素（の評価・換算差額等のカテゴリー）には、その他有価証券における「その他有価証券評価差額金」なども計上されているが、なぜ繰延ヘッジ損益は、これと同様のカテゴリーに計上されるのであろうか（計上根拠は同じか否か。また、もし仮に違うなら、なぜ同じカテゴリーとして取り扱われているのか）。また、一方、ベースス・アジャストメントでは仕訳④、他方、ノー・ベースス・アジャストメントでは仕訳⑤のタイミングで、それぞれ繰延ヘッジ損益が繰延ヘッジ損益ではなくなる（他項目へ振り替えられる）が、それは一体何故だろうか。特に、ベースス・アジャストメントの場合では、繰延ヘッジ損益そのものの性質という観点からみれば、繰延ヘッジ損益は、一方、仕訳①から③までは単独の項目、他方、仕訳④⑤では棚卸資産の評価勘定の性質と、それぞれその性質が異なっていると解することも出来るが、このように繰延ヘッジ損益の性質が、あるタイミングを境に変わってしまっているのは何故だろうか（それとも、最初からそもそも評価勘定なのだろうか）。更にいえば、従来の我が国の会計基準では、繰延ヘッジ損益は、資産ないし負債として計上されていたが、その根拠は一体何だったのだろうか。

## II-4 小括

上述のように、繰延ヘッジ損益を巡ってはいくつかの検討課題が存在するが、これらを整理したのが第10表である。

第10表のとおり、論点は大きく2つ（論点1の計上根拠と論点2の振替タイミング）に分けることが出来、また前者は更に3つに細分化出来る。そこでまずⅢでは、主に論

第10表 論点整理

論点1	計上根拠・・・繰延ヘッジ損益の計上根拠は何か
論点1-1	財務諸表上の位置付け
論点1-2	同一カテゴリー内の他項目（ex. ASBJ [2004] [2006 b] の場合、その他有価証券評価差額金）との関係性
論点1-3	ある時点を境に、繰延ヘッジ損益だったものがそうでなくなるのは何故か その時間的關係性（⇒論点2とリンク）
論点2	振替タイミング・・・繰延ヘッジ損益が、あるタイミングで他の項目へ振り替えられることの理論的根拠は何か

点2について検討する。なお、論点2は、論点1-2や論点1-3とも大きく関係しているので、これらも同時にⅢで検討する。次に、それを承けるかたちで、Ⅳでは、論点1（主に論点1-1）について検討することにする。

### Ⅲ 振替仕訳の理論的根拠について

Ⅲでは、主に論点2について検討する。すなわち、繰延ヘッジ損益が、あるタイミングで他の項目へ振り替えられること（振替仕訳）の根拠は、一体何なのだろうか。

前述のとおり、振替仕訳には2つある。第1は、ベースス・アジャストメントにおける④の仕訳（第4表）である。第2は、ノー・ベースス・アジャストメントにおける⑤の仕訳（第5表）である。本節では、まず後者について検討し、その後に前者について検討する。そして最後に両者の関係性について検討する。

#### Ⅲ-1 ノー・ベースス・アジャストメントのもとでの検討

まず最初に、ノー・ベースス・アジャストメントのもとでの振替仕訳を題材に検討してみよう。設例1（第3表）におけるノー・ベースス・アジャストメントのもとでの仕訳（第5表）⑤を再掲すると、第11表になる。

第11表のヘッジ手段における仕訳では、繰延ヘッジ損益が先物損益、つまり、純利益へ振り替えられている。そして、いまもし純利益への振替をリサイクルと呼ぶとすると、このリサイクルの根拠は一体何なのだろうか。

リサイクルについて、例えばASBJ [2004] [2006 b] は、リスクからの解放という概念での説明を行っている。そこで次節以降では、このリスクからの解放という概念について検討し、そのうえで、繰延ヘッジ損益のリサイクルについて検討していくことにする。なお、勿論言うまでもないことであるが、本稿では、この概念をあくまでひとつの検討素材として取り上げるだけであって、本稿ないし筆者が、この概念およびそれを包括した体系<sup>9</sup>を採るものであると主張するものではない点には、くれぐれも留意された

第11表 「ノー・ベースス・アジャストメント」仕訳⑤

	ヘッジ対象				ヘッジ手段			
	借方	金額	貸方	金額	借方	金額	貸方	金額
⑤ 4 期末	現金	2,000	売上高	2,000	繰延ヘッジ損益	300	先物損益	300
	売上原価	1,300	棚卸資産	1,300				

9 リスクからの解放を軸とした体系（いわゆる主観のれん説）の概要および問題点については、例えば、笠井 [2005] を参照のこと。

い。

### Ⅲ-1-1 リスクからの解放概念 ——論点 1-2——

そもそも ASBJ [2004] [2006 b] におけるリスクからの解放という概念は、一体どのようなものなのであろうか。この検討素材として、同じく純資産の部のその他の要素(の評価・換算差額等)に計上されるその他有価証券評価差額金を取り上げてみよう。つまり、先の第 10 表の論点 1-2 (同一カテゴリー内の他項目との関係性)を手がかりに考えてみる。

まず、リスクからの解放とは、「投資の目的にてらして不可逆的な成果が得られた状態」(ASBJ [2004]『財務諸表における認識と測定』の「結論の根拠と背景説明」第 60 項)を指し、それは、「キャッシュフローの裏づけが得られたか否かで判断される」(ASBJ [2004]『財務諸表の構成要素』の「本文」第 10 項)という。

そして、その他有価証券における時価評価差額は、リスクから解放されておらず、当期の損益計算に算入されないという。すなわち、「その他有価証券の売買処分には事業上の制約が課せられており(——例えば株式相互持合いという企業の政策的理由等が、この「事業上の制約」に該当すると考えられる。田口注)、その評価益は『事業のリスクから解放された成果』とはいえない」(ASBJ [2004]『財務諸表における認識と測定』「結論の根拠と背景説明」第 61 項脚注 21)。よって、その他有価証券の時価評価差額は、純利益として計上されず(つまり、当期の損益計算に算入されず)、貸借対照表の純資産の部におけるその他の要素たる評価・換算差額等として計上されることになるのである(ASBJ [2004]『財務諸表の構成要素』「結論の根拠と背景説明」第 12 項脚注 6, ASBJ [2005 a] 第 8 項, および, ASBJ [2005 b] 第 3・13 項を参照)。

以上纏めると、ASBJ [2004] [2005 a] [2005 b] のもとでは、その他有価証券評価差額金については、事業上の制約がありリスクから解放されていないと判定されるため、純資産のその他の要素に計上されることになる。

### Ⅲ-1-2 リサイクルのタイミング

では上記を踏まえた上で、ノー・ベース・アジャストメントにおけるケースに戻って検討しよう。ごく素朴に考えて、繰延ヘッジ損益は、上述のその他有価証券評価差額金と同様のカテゴリーに計上される(純資産の部のその他の要素における評価・換算差額等)ことから、そのリサイクルも、その他有価証券評価差額金の場合と同様の論理でなされていると解することが出来なくもない。ここで検討したいのは、果たして理論的にそのような帰結が導出し得るか否かという点である。

ポイントはリサイクルのタイミングであるが、第 11 表から分かるとおり、ノー・ベース・アジャストメントのもとでは、⑤のタイミングでリサイクルがなされている。では、この⑤のタイミングにおいて、リサイクルがなされるのは、一体何故なのだろう

か。同じ純資産の部のその他の要素（の評価・換算差額等）のカテゴリーに属するその他有価証券評価差額金と同様，ここでもリスクからの解放という概念が効いているのであろうか。

第5表をみても分かるとおおり，実は，すでに④の時点でヘッジ手段たるデリバティブは決済されてしまっており，ヘッジ対象の購入に係るキャッシュ・アウト・フローを固定するというキャッシュ・フロー・ヘッジ手段としての役割は，この時点ですでに全うしている。そしてもし仮に，上述したリスクからの解放という概念を用いてリサイクルを説明するのであれば，（1）すでに決済されキャッシュ・フローの固定が既になされている点から，リスクからの解放概念でいう「投資の目的にてらして不可逆的な成果が得られた状態」ないし「キャッシュ・フローの裏づけが得られた」状態であるといえるし，また，同様に（2）すでにヘッジ手段としての役割を全うしていることから，リスクからの解放概念でいう「事業上の制約から解放」されているとも言えるように思われる。つまり，仕訳④の時点で，すでに，リスクからの解放という点をクリアしているようにも思われるのである。

にもかかわらず，実際の会計処理においては，⑤のタイミングでリサイクルがなされており，この点からすると，ノー・ベシス・アジャストメントにおけるリサイクルについては，必ずしもリスクからの解放という概念にはそぐわない。そしてそうであれば，次に問題となるのは，何故④ではなく⑤のタイミングなのかということであるが，ごく素朴に考えると，⑤のリサイクルについては，リスクからの解放概念とは何か別の論理が働いていると考えざるをえない。ではその別の論理とは何かが次に問われなければならないが，ヘッジ会計の定義からすると，単にヘッジ対象の損益とヘッジ手段の損益との期間対応というのがその論理であるように思われる。すなわち，前述のように，ヘッジ会計とは，「ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて，ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し，ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう」（ASBJ [2006 a] 第29項）が，⑤のリサイクルは，まさにこの2つの損益の期間対応を図るためになされたものであり，それ以上でもそれ以下でもない。つまり，このリサイクルの問題は，リスクからの解放概念が念頭においている（と思われる）実現・未実現の議論とは，そのディメンジョンが異なるということがいえる。

なお，上記の議論について，田中 [2006] は以下のように述べている。

「繰延ヘッジ損益については，はたしてリスクから解放されていない，もしくは未実現であるといえるのであろうか。ヘッジ目的以外のデリバティブについては，金融投資として時価の変動時点でリスクから解放されたものとみなすのに対して，へ

ッジ会計が適用されたデリバティブについては、未だリスクから解放されていないと解されるのであろうか。リスクをヘッジするために用いられたデリバティブは、リスクにさらされているのであろうか。……(中略)……ヘッジの有効性を前提とすれば、ヘッジ対象とともにデリバティブはリスクから解放されているのではないだろうか。あるいは、その評価損益はすでに実現しているのではないだろうか。デリバティブの損益は、会計上、ヘッジ対象の損益の認識時期と対応させるために、単に繰り延べられているに過ぎないではなかろうか。」(p. 60。但し、下線は田口)

もっとも、田中 [2006] が言うように、「評価損益はすでに実現している」か否かは議論の余地があるように思われる(すなわち、筆者(田口)の立場からすると、デリバティブ等の金融商品については、そもそも実現概念は作用せず(実現・未実現の問題ではなくむしろ、無実現の問題。笠井 [2005] 参照)、この点、評価損益は実現しているとはいえない。田口 [2005 c] 参照)のであるが、しかしながら、田中 [2006] のいうようにノー・ベシス・アジャストメントの場合は、少なくともリスクからの解放概念が作用しているとはいえないように思われるのである。

### Ⅲ-1-3 小括

以上を纏めると次のようになる。すなわち、ASBJ [2005 b] [2006 a] によれば、繰延ヘッジ損益は、その他有価証券評価差額金と同様のカテゴリーに属することから、一見すると、そのリサイクルについても、その他有価証券評価差額金の場合と同様の論理たるリスクからの解放概念が作用しているように思えなくもない。しかしながら、繰延ヘッジ損益の振替仕訳については、単なる2つの損益の対応という点からなされており、リスクからの解放概念での説明はなしえない。この点、同一カテゴリーに属する項目の2つの振替処理について、まったく別の論理が作用しているという矛盾が顕在化することとなるのである。

### Ⅲ-2 ベシス・アジャストメントのもとでの検討

次に、ベシス・アジャストメントのもとでの振替仕訳について検討してみよう。設例1のベシス・アジャストメントの場合(第4表)の仕訳④⑤を再掲すると、第12表のようになる。

第12表を見ても分かるとおり、ベシス・アジャストメントのもとでは、④で振替仕訳がなされている。なお、この④では、繰延ヘッジ損益が純利益(損益)に振替えられるのではなく、棚卸資産の取得に係る取得原価を減額する(簿価修正する)かたちで振替えられている点には、くれぐれも留意されたい。

第12表 ベーシス・アジャストメントの仕訳④⑤

	ヘッジ対象				ヘッジ手段			
	借方	金額	貸方	金額	借方	金額	貸方	金額
④ 3 期末	棚卸資産	1,300	現金	1,300	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
					現金	300	先物資産	300
	簿価修正仕訳：[(借方) 繰延ヘッジ損益 300 (貸方) 棚卸資産 300 ]							
⑤	現金	2,000	売上高	2,000	仕訳なし			
	売上原価	1,000	棚卸資産	1,000				

そしてここでも、この振替仕訳と、ASBJ [2004] が提唱するリスクからの解放概念との関係について検討してみよう。すなわち、まず確かに、④のタイミングにおいて、ヘッジ手段たるデリバティブの決済時に繰延ヘッジ損益を消去する仕訳を行っている点では、一見すると、リスクからの解放概念と整合しているようにも思われる。しかしながら、ここでの仕訳は、純利益（損益）への振替ではなく、単に簿価を修正するかたちでの振替であるに過ぎない。純利益への影響があるのは、むしろ仕訳⑤のタイミングであり、しかもそれは、売上原価を通じて間接的になされているに過ぎない。もし仮に、ここで、そもそもリスクからの解放概念が、純利益を算定するメルクマール（純利益か、その他の包括利益か）であるとするならば、④の振替仕訳の論拠は、リスクからの解放概念で説明出来ないし、また、この場合で「リスクから解放された」といえるのはむしろ⑤のタイミングとなろう（但し、⑤は直接的ではなく、簿価修正を通じて間接的に損益へ影響を与えているだけであるから、その他有価証券評価差額金などで適用されるリスクからの解放概念とは必ずしも整合しないものと思われる）。

そしてこのように考えれば、④の仕訳は、リサイクルとしてではなく（つまり、「リスクから解放・未解放」の議論ではなく）、単に「簿価修正のための振替仕訳」として理解するのがより自然な解釈といえる。すなわち、④の振替仕訳は、ヘッジの効果が確定（キャッシュ・フローが確定）したことを論拠とする簿価修正仕訳に過ぎず、それ以上でも、またそれ以下でもない。つまり、先のⅢ-1と同様、繰延ヘッジ損益は、その他有価証券評価差額金と同様のカテゴリーに属することから、一見すると、その振替処理についても、その他有価証券評価差額金の場合と同様の論理たるリスクからの解放概念が作用しているように思えなくもない。しかしながら、繰延ヘッジ損益の振替仕訳については、ヘッジの効果の確定（キャッシュ・フローの確定）を背景とした単なる簿価修正という点からなされており、リスクからの解放概念での説明はなしえない。この点、やはり、同一カテゴリーに属する項目の2つの振替処理について、まったく別の論理が作用しているという矛盾が顕在化することとなるのである。

### Ⅲ-3 小括

本節では、論点2として振替タイミング（繰延ヘッジ損益が、あるタイミングで他の項目へ振り替えられることの理論的根拠は何か）について検討した。ここでの考察によれば、繰延ヘッジ損益の振替の根拠は、少なくとも ASBJ のいう「リスクからの解放」とは無関係であるように思われる。すなわち、ベースス・アジャストメントにおける「繰延⇒簿価修正」という会計処理も、ノー・ベースス・アジャストメントにおける「繰延⇒純利益」という会計処理も、いずれについても、ASBJ の純資産の部におけるその他の要素における他項目（例えば、その他有価証券評価差額金）に作用しているリスクからの解放概念とは整合しないこととなる。

## Ⅳ 繰延ヘッジ損益の位置付け

次にⅣでは、先に掲げた論点1について検討する。すなわち、繰延ヘッジ損益を、財務諸表全体において、一体どのように位置付けることが出来るのかという点について検討する。まずⅣ-1で、繰延ヘッジ損益の位置づけについて整理を行い、それを承けるかたちで、Ⅳ-2で、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係付けの中で、新たな捉え方を提示することにした。最後にⅣ-3では小括を行う。

### Ⅳ-1 繰延ヘッジ損益の位置付けに係る先行研究の整理

まずはじめに、これまでの研究や会計基準が、繰延ヘッジ損益をどのように捉えていたのか、整理してみることにしよう（第13表）。

第13表 先行研究の整理

	繰延ヘッジ損益の位置付け	根 拠
考え方1	繰延収益（繰延費用）説	繰延ヘッジ損益は、繰延収益（ないし繰延費用）として貸方計上される
考え方2	評価勘定説	繰延ヘッジ損益は、ヘッジ対象の評価勘定として貸方計上される

まず第1の考え方は、繰延収益（また、もし仮に借方残となった場合は、繰延費用）説である。すなわち、繰延ヘッジ損益は、ヘッジ手段から生じる損益の繰延分、つまり、繰延収益（ないし繰延費用）として捉えることが出来るという考え方である。そして、この考え方は、繰延収益の貸借対照表能力を認めるか否かで、更に2つに細分化される。まずはじめに、繰延収益の負債性を認める立場が挙げられる。この論拠としては

10 繰延収益の貸借対照表能力については、例えば梅原 [2006] などを参照されたい。

益は負債として貸借対照表に計上されることになるかもしれない。なお、従来の我が国の会計基準では、繰延ヘッジ損益は、ヘッジ対象の購入前までは貸借対照表の負債として計上されており、この点、従来の我が国の会計基準は、（ヘッジ対象の購入前までは）繰延収益説を採用し、かつそれを負債計上するようなフレームワークを有していたものと推察される。

また次に、繰延収益の負債性を認めない立場が挙げられる。この論拠としては、いわゆる「資産負債観」の立場が挙げられるかもしれない。すなわち、この観点からすれば、繰延ヘッジ損益は、負債（ないし資産）の定義を満たさないため（かつヘッジ会計の定義から損益とは認められないため）、いわば「ゴミ箱」的に純資産の部に計上されることになる。現行の我が国の会計基準においては、ヘッジ対象の購入前までは繰延収益説を採用し、かつその負債性を否定するようなフレームワークを有しているものと推察される。

第2の考え方は、評価勘定説である。すなわち、ヘッジ会計そもそもの趣旨からすれば、ヘッジ手段とヘッジ対象とは一体のものとして捉えられる必要があり、この点ヘッジ手段から生じる繰延ヘッジ損益は、ヘッジ対象の評価勘定として捉えるのが望ましいとする考え方である。そしてこれは、ベースス・アジャストメントの考え方と首尾一貫する。つまり、ベースス・アジャストメントにおいては、ヘッジ対象の購入後では、ヘッジ対象について、繰延ヘッジ損益の金額分だけ簿価修正を行うが、これはまさに、ヘッジ手段とヘッジ対象とを一体のものとして捉え、ヘッジ手段から生じる繰延ヘッジ損益をヘッジ対象の評価勘定として捉えていることに他ならないだろう。

以上の考え方を踏まえたうえで、次に、我が国の会計基準における考え方の変遷を辿ることにしよう。我が国の会計基準が採ってきた立場を纏めると、第14表のようになる。

第14表 わが国の会計基準<sup>11</sup>

	従来の会計基準	現在（ASBJ [2005 a, b] 以降）
ヘッジ対象の購入前	考え方1（負債計上）	考え方1（純資産の部計上）
ヘッジ対象の購入後	考え方2	考え方2

先にも述べたとおり、確定約定のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ベースス・アジャストメントが原則的会計処理方法として採用されている。よって、ヘッジ対象

11 なお、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る他国の会計基準上の考え方は以下の通り。

米国基準 SFAS 133号……考え方1（その他の包括利益説：リサイクルを行う）

国際会計基準 IAS 39号

・ヘッジ対象が購入される前…考え方1（純資産の独立項目：リサイクルしない）

・ヘッジ対象が購入された後……ベースス・アジャストメント⇒考え方2

の購入後においては、従来もまた現在も、考え方2の評価勘定説が採用されていると捉えるのが自然な発想といえる。また、ヘッジ対象の購入前は、従来の会計基準では、負債計上がなされていたことから、考え方1(負債計上)が採用されていたと捉えることが出来るし、また他方、現在の会計基準では、純資産の部に計上されていることから、考え方1(純資産の部計上)が採用されていると捉えることが出来る。

そしてその上で、疑問点は大きく2つある。まず第1は、第14表の左から右への変遷である。すなわち、何故、従来の会計基準と現在の会計基準とでは、繰延ヘッジ損益の捉え方に変化が生じたのであろうか。また第2は、表の上から下への流れである。すなわち、ヘッジ対象購入前と購入後とで、繰延ヘッジ損益の性質が変わる(換わっているように見える)のは何故なのだろうか。IV-2では、特に後者に焦点を当て議論を進めることにしよう<sup>12</sup>。

#### IV-2 ヘッジ対象のオンバランス化と繰延ヘッジ損益の本質

本節では、ヘッジ対象購入前と購入後とで、繰延ヘッジ損益の性質が変わる(換わっているように見える)のは何故かという点について、先の設例をもとに、未履行契約であるヘッジ対象をオンバランス化して考えてみることにする。すなわち、もし仮に、ヘッジ対象(予定取引(=未履行契約)ゆえオフバランスされている)をオンバランスしたとしたら(未履行契約のオンバランス化=契約会計(西澤 [1992] [1994] [1995]等)), 会計処理方法の背後にある考え方としては、一体どのようなものが見えてくるだろうか。

これを示したのが第15表・第16表である。

ここでは特に、第16表の仕訳におけるヘッジ対象とヘッジ手段との関係に注目してみよう。両者の関係性に着目してみると、実は④の1までは、ヘッジ対象においてオンバランス化された「将来資産購入権」と「将来対価支払義務」、および、ヘッジ手段において計上される「先物資産」と「繰延ヘッジ損益」とは、それぞれ2重の評価勘定になっていることが理解出来る。すなわち、まず一方、「将来資産購入権」に対しては「繰延ヘッジ損益」が、他方、「将来対価支払義務」に対しては「先物資産」が、それぞれ

第15表

---

設例2: 予定取引に係るキャッシュ・フロー変動リスクをデリバティブ(先物契約)によりヘッジする場合      -ヘッジ対象のオンバランス化-

---

①~⑤・・・【設例1】と同様と仮定する

---

12 前者の問題は、会計全体のフレームワークに係る大きな問題であるため、本稿での考察範囲を大きく超えている。このため、前者については別稿を期したい。

第16表 仕訳

	ヘッジ対象				ヘッジ手段			
	借方	金額	貸方	金額	借方	金額	貸方	金額
①約定	将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,000	仕訳なし			
②1期末	将来資産購入権	100	将来対価支払義務	100	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
③2期末	将来資産購入権	100	将来対価支払義務	100	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
④3期末	1 将来資産購入権	100	将来対価支払義務	100	先物資産	100	繰延ヘッジ損益	100
	2 棚卸資産	1,000			棚卸資産の購入：「棚卸資産」側の簿価修正 ⇒「将来資産購入権」と「繰延ヘッジ損益」 の両建計上の逆仕訳			
	繰延ヘッジ損益	300	将来資産購入権	1,300				
	3 将来対価支払義務	1,300	現金	1,300	現金	300	先物資産	300
⑤4期末	現金	2,000	売上高	2,000				
	売上原価	1,000	棚卸資産	1,000				

れ評価勘定の役割を担うことで、将来資産購入権と将来対価支払義務が1,000のままであるということ、つまり、予定取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジがかけられており、かつ、それが有効に機能しているということが、貸借対照表上で忠実に表現されるのである。このことを図表に纏めると、第17表（②時点）、第18表（③時点）、および、第19表（④の1時点）のようになる。

そして、ヘッジ対象の購入がなされた際には、次の2つの仕訳がなされる。

まず一方、購入した棚卸資産価格の決定について、<sup>13</sup>④の2の仕訳〔（借方）棚卸資産1,000、繰延ヘッジ損益300（貸方）将来資産購入権1,300〕がなされることとなる。そしてこの仕訳により、ヘッジが有効に機能したことで当初予想した通りの1,000という価格が棚卸資産の取得原価として付される、ということが表現されるのである。

また他方、棚卸資産購入に係る現金支出について、④の3の仕訳〔（借方）将来対価

第17表 ②時点の貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,100	将来対価支払義務	1,100
繰延ヘッジ損益	△100	先物資産	△100
	1,000		1,000

第18表 ③時点の貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,200	将来対価支払義務	1,200
繰延ヘッジ損益	△200	先物資産	△200
	1,000		1,000

第19表 ④の1時点の貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,300	将来対価支払義務	1,300
繰延ヘッジ損益	△300	先物資産	△300
	1,000		1,000

13 キャッシュ・フロー・ヘッジの問題を資産価格決定の問題と関連させて検討している文献としては、例えば、西谷 [1999 a] [1999 b] を参照のこと。

支払義務 1,300 (貸方) 現金 1,000, 先物資産 300<sup>14</sup>] がなされることとなる。そしてこの仕訳により、ヘッジが有効に機能したことで当初予定していた 1,000 の現金だけで購入出来た、ということが表現される。そして、この仕訳にこそ、キャッシュ・フロー・ヘッジの本質が現れているように思われる。すなわち、そもそもキャッシュ・フロー・ヘッジというのは、予定取引に係るキャッシュ (アウト) フローを固定させるべく、ヘッジ対象に対してヘッジ手段を建てる行為であるが、それが成功したか否かは、つまるところ、当該取引が、当初予定通りのキャッシュ (アウト) フローで遂行出来たかどうかで決まる。そして、④の3の仕訳は、まさにその成否が表現される仕訳と言え (この場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジに成功したということになる)、この点を鑑みれば、この仕訳は、キャッシュ・フロー・ヘッジの本質を表現しているものであることが理解出来るだろう。

#### IV-3 小括

このように、ヘッジ対象のオンバランス化を行い、ヘッジ対象とヘッジ手段との繋がりを「見える」かたちで分析していくことで、繰延ヘッジ損益の本質が理解出来るように思われる。すなわち、繰延ヘッジ損益は、あるタイミングで突然、評価勘定に変化するのではなく、そもそも最初から評価勘定であったといえる<sup>15</sup>。

そしてこのことを敷衍するならば、ヘッジ会計の本質を理解するに当たっては、ヘッジ対象とヘッジ手段とを一体化して考える必要があるように思われる。このように、ヘッジ対象とヘッジ手段とを切り離さずに、一体のものとして会計処理する考え方は、一般に合成商品説と呼ばれているが、ヘッジ会計の本質を理解する上では、合成商品説の考え方がひとつ重要になるように思われるのである。

なお、合成商品説の考え方は、例えば現行の会計ルールで言えば、ヘッジ目的の金利スワップにおけるいわゆる「特例処理」に反映されている。すなわち、ヘッジ目的の金利スワップの場合、通常は繰延ヘッジ会計が適用されるが、ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、マッチ・スワップ<sup>16</sup>であると認められる場合には、例外的に、元利一体と

14 ヘッジ対象に係る仕訳 [(借方) 将来対価支払義務 1,300 (貸方) 現金 1,300], および、ヘッジ手段に係る仕訳 [(借方) 現金 300 (貸方) 先物資産 300] とを、(ヘッジ対象とヘッジ手段とを有機的に結合させるという意味で) 1つの仕訳に統合したものである。

15 なお、前述の通り、本節では、資産購入予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジにおける原則的会計処理方法であるベシス・アジャストメントを前提とした考察がなされているが、ノー・ベシス・アジャストメントを前提とした考察も別途行う必要があるかもしれない。そしてこの点について筆者は、結論的には、ノー・ベシス・アジャストメントの場合は、繰延収益説の発想が当てはまり、ヘッジ対象オンバランス化の議論とは別次元の検討が必要である (そしてその議論をしたうえで、ベシス・アジャストメントの考え方とノー・ベシス・アジャストメントとの考え方を比較検討する必要がある) と考えているが、このような議論の精緻化については、別稿を期したい。なお、ノーベシスアジャストメントの問題点については、西谷 [1999 a] を参照のこと。

16 マッチ・スワップとは、スワップの想定元本相当額に対して、同様 (同様の元本金額、同様の契約条件) の実際の借入があるスワップをいう。

なった会計処理（ヘッジ手段たる金利スワップとヘッジ対象たる借入負債とを一体のもの  
 のとみなしての（実質的に変換された条件による利付債としての）会計処理）を行うこ  
 ことが認められているのである。<sup>17</sup>このように、合成商品説の考え方は、現行の会計ルール  
 においても一部例外的に認められているが、実はこの考え方こそが、ヘッジ会計の本質  
 を解き明かすカギとなるかもしれず、この点、議論の精緻化を図っていく必要がある  
 う。

またここで、現行の会計基準における純資産の部の問題について言えば、ASBJ  
 [2004] [2006 b] が、繰延ヘッジ損益を純資産の部のその他の要素とする本当の理由  
 は、実は消極的なものかもしれないということが理解出来る。すなわち、繰延ヘッジ損  
 益は、本来的には評価勘定であるものの、しかしながら、ヘッジ対象がオンバランス化  
 されていないため、「ゴミ箱」的にその他の要素に計上されているのかもしれない。つ  
 まり「リスクからの解放・未解放」の議論ではなく、単なる消極的議論から、繰延ヘッ  
 ジ損益がその他の要素に計上されているように思われ、この点、議論をより精緻化して  
 いく必要がある。

## V おわりに

本稿から得られるインプリケーションとしては大きく2つある。

まず第1は、ヘッジ会計そのものについてである。すなわち、ヘッジ会計の本質を理解  
 するに当たっては、ヘッジ対象とヘッジ手段とを一体のものとしなす合成商品説の発想  
 がひとつ重要であるように思われる。

また第2は、ASBJ [2004] [2006 b] における純資産の部についてである。すなわ  
 ち、繰延ヘッジ損益は、純資産の部のその他の要素に計上されているが、本稿での考察  
 からすると、それには積極的な理由はなく、むしろ消極的な理由から「ゴミ箱」的に計  
 上されている可能性がある。よって今後、この純資産の部（特にその他の要素）につい  
 ては、他の項目も含め計上根拠に首尾一貫性があるか、理論的必然性があるか、あわせ  
 て検討していく必要がある。<sup>18</sup>

### 参考文献

新井清光 [1989] 「繰延収益に関する包括規定について」『企業会計』第41巻第10号, pp. 12-19

池村恵一 [2006] 「ストック・オプション会計の国際的課題 —ストック・オプションの区分問題を中心  
 に—」『会計』第170巻第1号

石川純治 [2000] 『時価会計の基本問題』中央経済社

17 ASBJ [2007] 注14, および同『結論の背景』第107項参照。

18 この一端としては、例えば田口 [2007 a] [2007 b] などを参照のこと。

- [2005] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の苦心と本音」『企業会計』第57巻第7号
- 上野清貴 [1998] 『会計の論理構造』 税務経理協会
- 梅原秀継 [2006] 「繰延収益の計上問題」『産業経理』第66巻第1号, pp. 35-42。
- 大日方隆 [1995] 「先物によるヘッジ活動の業績測定」『横浜経営研究』第16巻第3号, 横浜国立大学経営学会
- 笠井昭次 [1986] 『会計構造論の研究』 同文館出版
- [1989] 『会計的統合の系譜』 慶應通信
- [1996] 『会計構造の論理 (改訂版)』 税務経理協会
- [2000] 『会計の論理』 税務経理協会
- [2005] 『現代会計論』 慶應義塾大学出版
- 川村義則 [2004] 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号
- 企業会計基準委員会 [2004] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』
- [2005 a] 『企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』
- [2005 b] 『企業会計基準適用指針第8号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針』
- [2006 a] 『企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準』
- [2006 b] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』
- [2007] 『企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準』
- 菊谷正人・石山 宏 [2006] 『新会計基準の読み方 (第3版)』 税務経理協会
- 北村敬子 [1995] 「デリバティブ等の会計処理と原価主義会計」『企業会計』第47巻第1号
- 草野真樹 [2005] 『利益会計論』 森山書店
- 古賀智敏 [1995] 「デリバティブとヘッジ会計」『JICPA ジャーナル』第481号
- [1999] 『デリバティブ会計 (第2版)』 森山書店
- 河崎照行訳・FASB 編 [2000] …『デリバティブ会計とヘッジ戦略』 東洋経済新報社
- [2003] 「第4章 金融商品の包括的公正価値評価とヘッジ会計」古賀智敏編『ファイナンス型会計の探求 - 金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』 中央経済社
- 小林秀行 [1991] 「繰延収益と損益計算原則との関係」『商学論纂』第32巻第5・6号, 中央大学商学研究會, pp. 25-43。
- 斎藤静樹 [1996] 「時価会計とヘッジ会計 - キャッシュフローのリスクとそのヘッジをめぐる -」山榊忠恕先生十三回忌追悼論文集編集委員会編『山榊忠恕先生十三回忌追悼論文集』 税務経理協会
- [1999] 「資産負債の評価基準 - 金融商品を中心に -」『企業会計』第51巻第1号
- [2004] 「ストック・オプションの費用と資本金会計」『会計』第165巻第3号
- [2006 a] 「新会計基準と基準研究の課題 - 資本金会計の論点を中心に -」『企業会計』第58巻第1号
- [2006 b] 「株式購入オプションの会計基準とその争点」『会計』第170巻第1号
- [2006 c] 『企業会計とディスクロージャー (第3版)』 東京大学出版会
- 編 [2005] 『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』 中央経済社
- ・万代勝信・齋藤真哉・米山正樹・川村義則・大日方隆 [2004] 「座談会 企業会計基準委員会・討議資料『財務会計の概念フレームワーク』について」『企業会計』第56巻第12号
- 桜井貴憲 [1999] 「キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の国際比較研究」『会計』第156巻第3号
- 白鳥庄之助・大塚宗春・富山正次・石垣重男・篠原光伸・山田辰己・小宮山賢 [1997] 『ヘッジ会計 (増補版) - 基本問題の探求 -』 中央経済社
- 瀧田輝己 [2004] 「企業資本の二面的認識について」『同志社商学』第56巻第1号, pp. 183-197
- 田口聡志 [2001] 「金利スワップに係る会計処理方法の妥当性を巡って」『三田商学研究』第44巻第5号
- [2002] 「先物契約に係る会計処理方法の再検討」『三田商学研究』第45巻第4号

- [2003] 「先物契約会計の論理—損益の性質に着目して—」『日本簿記学会年報』第18号
- [2004 a] 「デリバティブ会計と企業会計の変容—現代会計の論理を求めて—」『三田商学研究』第47巻第1号
- [2004 b] 『デリバティブ会計の論理』慶應義塾大学院商学研究科博士学位論文
- [2005 a] 「企業会計における負債概念—デリバティブ負債の会計的理解を巡って—」『経営情報研究』No. 9, 多摩大学経営情報学部
- [2005 b] 「複式簿記機構における対象の‘切り取り方’~二面性概念を手がかりとして~」日本簿記学会理論研究部会『複式簿記の根本原則の研究 (中間報告)』
- [2005 c] 『デリバティブ会計の論理』税務経理協会
- [2006] 「計算対象の二面的認識と資産・負債等の分類基準との関係—複式簿記の論理と現代会計の論理—」日本簿記学会理論研究部会『複式簿記の根本原則の研究 (最終報告)』
- [2007 a] 「デリバティブ会計の基本問題」『日本簿記学会年報』第22号, pp. 63-68.
- [2007 b] 「会計構造のダイナミズム」『日本会計史学会年報』近刊
- 田代樹彦 [2000] 「デリバティブとキャッシュフロー割引計算」北村敬子・今福愛志編『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』中央経済社
- 田中建二 [1991] 『オフバランス取引の会計』同文館出版
- [1999] 『時価会計入門』中央経済社
- [2000] 「金融商品の認識—デリバティブを中心として—」『日本簿記学会年報』第15号
- [2003] 「ストック・オプション会計と負債概念」『産業経理』第62巻第4号
- 編 [2003] 『金融リスクの会計』東京経済情報出版
- [2006] 「評価・換算差額等について」『企業会計』第58巻第9号
- 徳賀芳弘 [1997] 「さろん・ど・くりてい—く 負債と資本の区分 (1)(2)—負債証券と持分証券の区分—」『企業会計』第49巻第7・8号
- 中村 忠 [1989] 「繰延資産と繰延負債」『企業会計』第41巻第9号, pp. 4-10.
- 西澤 茂 [1992] 「契約から生じるコミットメントの会計上の認識—契約会計による現行会計の拡張—」『三田商学研究』第34巻第6号
- [1994] 「会計上の認識と経済的実質の原則—契約会計に関連して—」『企業会計』第46巻第5号
- [1995] 「未履行契約の経済的実質と会計上の認識」『会計』第147巻第3号
- 西谷順平 [1999 a] 「6-1 キャッシュ・フロー・ヘッジと購入資産の取得原価算定—実物投資の成果計算に及ぼす影響に着目して—」醍醐聰編『国際会計基準と日本の企業会計』白桃書房, pp. 283-297.
- [1999 b] 「対価支払のタイミングと取得原価算定」『経済学研究』(1999年2月)
- 日本公認会計士協会 [2004] 『金融商品会計に関する実務指針』
- 野口晃弘 [1999] 『条件付持分証券の会計』新世社
- [2006] 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』第58巻第9号
- 藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論』森山書店
- 土方 久 [1991] 「負債化能力と繰延収益」『西南学院大学商学論集』第37巻第3・4号, pp. 27-42
- 万代勝信 [2000] 『現代会計の本質と職能』森山書店
- 嶺 輝子 [1989] 「先物契約の会計処理」『会計』第136巻第2号
- 弥永真生 [2004] 「繰延収益と商法」『会計』第166巻第5号, pp. 752-765.
- 山榑忠恕 [1963] 『近代会計理論』国元書房
- [1983 a] 『複式簿記原理 (新訂版)』千倉書房
- [1983 b] 「会計学の領域と体系 (序説)」『会計』第104巻第5号
- 吉田康英 [1999] 『金融商品の時価会計論—会計とファイナンスの融合—』税務経理協会
- [2001] 『金融商品の会計基準—国際基準・米国基準・日本基準の比較—』税務経理協会

與三野禎倫 [2002] 『ストック・オプション会計と公正価値算定』 千倉書房

渡辺竜介 [2004] 「予定取引に対するヘッジ会計に関する一考察」『経理研究』第47巻, 中央大学経理研究所, pp. 274-286

FASB [1985] Elements of Financial Statements, SFAC No. 6

IASC [1989] Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.

JWG [2000] Draft Standard ; Financial Instruments and Similar Items.